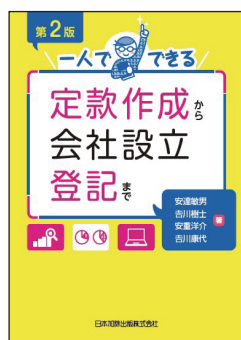


会社設立は自分でできる！定款を自分で作りたいならこの一冊
会社を設立する人にも、相談を受ける実務家にも好評を得た、待望の2版



第2版 一人でできる 定款作成から 会社設立登記まで

安達敏男・吉川樹士・安重洋介・吉川康代 著

2021年2月刊 A5判 284頁 定価2,970円（本体2,700円） 978-4-8178-4707-2 商品番号：40319 略号：定設

- 株式会社を設立するにはどうしたらよいのか、定款の作成から設立登記申請書類の作成方法までの必要事項をまとめたQ & A解説。
- 元法務局長・元公証人を中心に、弁護士と社労士（元行政書士）が初版をアップデート。
- 各設問ごとに豊富な記載例と、巻末資料に「公証人の認証を受けた定款例」を収録。

第1 会社の類型と株式会社の設立までの概要

- ・会社法下における会社の類型
- ・株式会社設立までの流れ、株式会社設立にかかる費用

第2 株式会社の基礎的事項の決定

- ・発起人の決め方
- ・定款の記載事項
- ・発起設立と募集設立の選択
- ・会社名の選択方法
- ・会社の目的の決め方
- ・会社の許認可関係
- ・会社の本店所在地の決め方

第3 株式に関する事項

- ・普通株式と種類株式
- ・株券発行会社にすべきか
- ・公開会社と非公開会社、大会社と非大会社の違い等

第4 会社の機関設計に関する事項

- ・機関設計の選択方法
- ・取締役会を設置すべきか、取締役の資格に制限はあるか
- ・業務執行と代表取締役
- ・監査役を設置すべきか
- ・会計参与を設置すべきか

第5 計算や出資等に関する事項

- ・事業年度及び決算公告の決め方
- ・設立に際して出資される財産の価額又はその最低額と資本金の関係
- ・発行可能株式総数、設立時発行株式に関する事項の決定
- ・現物出資についての注意点
- ・設立時役員を直接定款で定めることの可否等

第6 定款の作成と公証人の認証に関する事項

- ・定款作成上の注意事項
- ・定款記載例
- ・公証人の認証を要する定款、定款認証を受ける公証人
- ・定款認証に必要な書類や費用
- ・定款の変更と公証人の認証

第7 設立登記申請に関する事項

- ・株式会社の設立登記申請書等の作成方法

第8 会社設立後の諸手続の概要

- ・会社設立後の諸手続の概要

巻末資料 公証人の認証を受けた定款例

設問抜粋

- Q: 株式会社を設立するまでの流れについて説明してください。
- Q: 発起人とは、どのような人ですか。どのような人を選べばよいですか。
- Q: 定款とは何ですか。また、原始定款とは何ですか。
- Q: 発起設立と募集設立とは、どのような違いがありますか。
- Q: 株式会社名（商号）を決める際、どのような点に注意すべきですか。
- Q: 会社の目的（事業目的）を決める上で、注意すべき点はどのようなことですか。
- Q: 会社の目的によっては監督官庁の許認可が必要であると聞きましたが、その概要を教えてください。
- Q: 定款上、株券発行会社にすべきですか、それとも株券不発行会社にすべきですか。
- Q: 取締役会設置会社と非取締役会設置会社の違いはどのような点にありますか。
- Q: 「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」とはどのような意味ですか。
- Q: 定款で発行可能株式総数を定めるメリットはどのような点ですか。
- Q: 定款を作成する上で注意すべき事項はどのような点ですか。
- Q: 定款認証に必要な書類や費用を教えてください。
- Q: 株式会社の設立登記申請は、どこの方務局にすればよいですか。
- Q: 会社設立後において、税務署等の税務関係機関、年金事務所及び労働基準監督署等にどのような書類を提出したらよいかの概要を説明してください。